

事務連絡
令和2年(2020年)7月29日

各関係医療機関等の長 様

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課長

国民健康保険の被保険者証の有効期限の延長について

令和2年7月豪雨に伴い、例年8月に更新される被保険者証につきまして、一部の保険者において郵便局の被災により発送ができないため、下記のとおり被保険者証の有効期限を延長することとされました。

つきましては、窓口における資格確認等において大変お手数をお掛けしますが、適切に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

保険者 人吉市、芦北町(国民健康保険)

延長前の有効期限 令和2年(2020年) 7月31日

延長後の有効期限 令和2年(2020年) 10月31日

【上記以外の市町村の状況について】

国民健康保険では、八代市坂本町、山江村、球磨村においても、更新後の被保険者証が送付できておりません。

よって、これらの地域にお住まいの方については、8月以降も、新しい被保険者証が届くまでの間、7月末日が期限の被保険者証をお持ちになることが考えられます。その場合、被災により被保険者証を紛失された方の取扱いに準じて対応していただきますようお願いいたします。(住所、氏名、生年月日、連絡先を聞き取る。)

・令和2年7月4日厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和2年7月3日から
の大雨による災害に伴う被災者に係る被保険者証等の提示等について」

【一部負担金の徴収猶予について】

更新後の被保険者証の有無にかかわらず、医療機関等の窓口における一部負担金の徴収猶予は、被災した旨の申し出があった方への特別措置であることに御留意ください。(被保険者証をお持ちでなくても、被災されているとは限りません。)

・令和2年7月20日厚生労働省保険局保険課外事務連絡「令和2年7月豪雨に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その3)」

【被保険者の一部負担金の負担割合について】

更新後の被保険者証等の提示がないことで、負担割合(国民健康保険の70歳以上において2割か3割)が分からない場合は、保険者(市町村)にお尋ねください。

人吉市、山江村、球磨村においては、全域に渡って更新後の被保険者証が送

付できておりませんので、保険者での確認にかなりの時間を要することが考えられます。その場合は、継続して受診されている方は従前からの負担割合としたり、被保険者への聞き取り等によるなどして、医療機関等において判断していただくこともやむを得ないものと考えております。

保険者によっては、8月から負担割合が変わる方に対しては、郵送によらず個別に交付することを検討しておりますが、行き届かない可能性があります。

【後期高齢者医療の状況について】

後期高齢者医療についても、国民健康保険と同じく、同じ地域で更新後の被保険者証が送付できておりません。

後期高齢者医療に関する取扱いは、別途連絡されますので、そちらで御確認ください。

(令和2年7月豪雨災害に係る国事務連絡は、こちらを御参照ください。)

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_20227.html

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課

担当 大瀬

: 096-333-2221

Fax : 096-387-2614

メール : oose-y@pref.kumamoto.lg.jp